

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	〒273-0137 千葉県鎌ケ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	令和6年 6月5日～ 6年 12月6日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	アスクおおたかの森保育園 アスクオオタカノモリホイクエン		
所 在 地	〒270-0139 千葉県流山市おおたかの森南3丁目8番地 LEVENおおたかの森2階		
交 通 手 段	つくばエクスプレスおおたかの森駅 徒歩15分 東武アーバンパークライン流山おおたかの森駅 徒歩15分		
電 話	04-7178-9830	F A X	04-7186-6215
ホームページ	https://www.nihonhoiku.co.jp/blog/otakanomori/		
経 営 法 人	株式会社日本保育サービス		
開設年月日	2018年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	流山市								
定 員	0歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	10	10	11	11	11	60		
敷地面積	573.04㎡			保育面積			372.57㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○		
健康管理	内科健診年2回、歯科健診年1回、発育測定月1回、尿検査年1回								
食事	完全給食(月～土)、離乳食対応、アレルギー除去食対応								
利用時間	月～土 7:00～20：00								
休 日	日曜日、祝日、年末年始12/29～1/3								
地域との交流	マイ保育園制度(あすいくひろば、子育てセミナー、行事参加) ・実習生受入								
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	18	4	22	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	16	0	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	0	2	その他(調理スタッフ)

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市役所保育課(郵送可)へ申込み		
申請窓口開設時間	月～金曜日（祝日・年末年始は除く）8時30分～17時15分		
申請時注意事項	市外より通園を希望する場合、発達支援受給者証を取得されていたりアレルギー等により保育に不安がある場合は直接保育課窓口にて申請を受け付けます		
サービス決定までの時間	原則的に毎月1日付けの入所となり、受付は入所希望日の前月10日までの申し込み。毎月20日頃 審査決定通知		
入所相談	流山市役所保育課		
利用料金	住居する自治体が定めた額		
食事料金	3歳未満は保育料に含まれる。3歳児以上給食費保護者負担。19:00以降の降園に限り希望者のみ夕食400円。補食150円。		
苦情対応	窓口設置	苦情対応責任者 園長 尾形祐子 受付担当者 主任 鈴木美江	
	第三者委員の設置	佐藤守彦 高城幸夫	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	【経営理念】子育てを通じて笑顔溢れる社会づくりに貢献します 【コーポレートメッセージ】すべてはこどもたちの笑顔のために 【グループ運営理念】 1.安全(セーフティ)&安心(セキュリティ)を第一に保育・育成を実施します。 2. いつまでも思い出に残る施設となるよう日々の保育を大切にします。 3. 職員が楽しく働けることで子どもたちを笑顔にします。 4. 地域とつながり支え合う施設として社会に貢献します。 5. 常に時代が求める子育て支援を実践し続けます。 【保育理念】 未来(あす)を生きる力を培う 自分らしく、生きる道を歩み、どんな時代にも対応できる資質と能力を培います 【園目標】 おおきなこころをもって たくましくそだち かんせいゆたかなこになろう
特 徴	・遊びや生活の中、また様々な行事やプログラム（英語・体操・リトミック等）を通して、感受性や好奇心を育み、子どもの「自ら伸びる力」や生涯にわたる基礎となる「後伸びする力」を育てる保育を目指します。 ・戸外遊びを十分に楽しみ四季や自然の力を体感させ、視覚、聴覚、味覚、触覚、臭覚の五感で感じる保育の充実を図り、お子様一人一人の発達に応じた保育を行います。
利用（希望）者 へのPR	・通っている子どもたちに「保育園って楽しい」と思ってもらい「明日は何をするのかな」と登園するのが楽しみになるような保育活動ができる園作りを目指しています。 ・「七夕」「クリスマス会」「ハロウィン」など季節に合わせた行事、「夏祭り」「運動会」「発表会」等保護者の方と共に楽しめる行事を行っています。 ・外部講師による『英語』『体操』『おんがく』『ダンス』などのプログラムの他『絵本ドリル』『もじかずランド』などの学習プログラムも実施。お子さまの感性と就学に向けての意欲を育てています。 ・食育活動(プランター栽培、収穫体験、クッキング保育)を通して、食への関心を育てています。 ・天気の良い日は近所の公園へお散歩に行き、昆虫、野鳥、草花に出会い自然と四季を感じています。 ・地域の未就園家庭と園を繋ぐ「マイ保育園」制度の取り入れています。 「あすいくひろば」「子育て応援セミナー」など実施し子育て不安を解消できる場を提供しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1.経営理念・コーポレートメッセージ・グループ理念を熟知し園長自らの役割と責任のもと、園の運営に取り組んでいます。 ・「子どもが喜んで通える園、職員も笑顔で生き生きと勤められる園」を目指し、日常の保育がスムーズに行えるよう進められています。運営本部の研修体制も確立しており、職員の能力向上にも繋がっています。 ・園長は日頃から、職員がより良く保育に携われるように、支援することを大切にしています。職員理解を深めるよう、一人ひとりに合わせてアプローチする等モチベーションアップに努め、より良い保育へ繋げる努力をしています。 ・保護者アンケート結果から、園に対する肯定感は92%を超えており保護者との信頼関係が高いことを表しています。
2.午後には、園や子どもの様子が保護者に届いています。「はいチーズ！」 ・園の配信システム「はいチーズ！」を使って各年齢ごとに、日中の子どもの様子や活動、給食のサンプルを毎日午後に写真付きで配信しており、保護者が安心して預けています。また、スムーズに連絡事項も配信しています。 ・見学申し込みは、アプリを利用し24時間申し込みも可能となり、利用者にとっても見学がしやすくなり開かれた園運営が行われています。
3. テーマは「自分以外の保育者の良い所を伝え合う」を園内研修で行い、人間としての自己肯定感を高めています。 ・月間スケジュールが年度初めに決められ、園長以下職員全員の手作りの園内研修が実施されています。 ・それぞれが講師となり「不適切な保育」、「クラスの気になる子についての考察」等を発表し話し合っています。 ・年度末には年間の反省や振り返りが行われ、保育の質の向上に繋がっています。
さらに取り組みが望まれるところ
1.地震等の災害に備え、保育室内の棚に置かれた物品の点検並びに、病児見守りに関する環境の見直しが望まれます。 ・園内は子どもの制作物を飾ったり、観葉植物の小さい鉢が置かれており、よい環境をと工夫されている心が感じられました。しかしながら、地震発生の際ロッカーの上にある鉢や物品が子どもの頭上に落ちる危険性があります。是非、総点検、確認をされることが望まれます。 ・医務室が事務室と兼用のため、病児を保護者がお迎えに来るまでの間、狭い事務室で看護をされています。災害に対する備えや感染症予防の事を考慮し、改善の工夫が望まれます。
2.保育者の処遇の差別化を図りながら、成長・競争の優位性を確立されることが望まれます。 ・創業30周年を契機に、会社方針、ブロック、エリア、施設、個人が目標を掲げ取り組まれています。 ・当面の課題として「対人数の変更」、「子ども誰でも通園制度」を取り上げています。実行するのは「人」でありそのために「処遇の改善」、「働きやすい環境整備」が肝要です。 ・職場のモチベーション向上に繋がる具体策の明示が望まれます。
(評価を受けて、受審事業者の取組み) 開園以来、子どもと保護者の方々に「この園に通って良かった」と実感してもらえる園作り、特に五感を使った保育を大切にして参りました。 今回の第三者評価では、利用者の方々に保育の面で高い評価を頂き、これまでの取り組みの成果と大変嬉しく思います。反面、保護者の方々の高い関心と期待に身の引き締まる思いを感じています。 今後は様々な災害に対する備えや保育環境整備にも力を入れ、更に保護者から信頼される保育園、また職員にとっても風通しの良い職場風土を醸成していけるように邁進して参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果							
大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
Ⅰ	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6		
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
Ⅱ	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
				利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3		
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	3	1	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4		
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	2	1	
			食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5		
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	2	1	
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4		
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
計				133	3		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント) ・運営理念、保育方針は、ホームページ、パンフレット、保育園業務マニュアル(以下業務マニュアルという)に明記しています。 ・これらから、法人、保育園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることが出来ます。また、児童福祉法や保育所保育指針、教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれています。 ・法人の使命として、グループ運営理念をあげています。①安全&安心を第一に保育・育成をめざします ②いつまでも思い出に残る、施設となるよう日々の保育を大切にします ③職員が楽しく働けることで子ども達を笑顔にします ④地域とつながり支え合う施設として社会に貢献します ⑤常に時代が求める子育て支援施設を実践し続けます。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) ・運営理念、保育方針、目標は玄関ホールに掲示されています。これらは毎年、全体的な計画を作成する際、必ず確認しています。また、各種指導計画を振り返る際、実行面の評価、反省をしています。 ・職員全員にクレド(行動規範が記されたカード)が配付され、年度初めに読み合わせをしています。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) ・入園説明会時に入園のしおり、重要事項説明書を配付し、運営理念、保育方針について説明しています。 ・実践面は入園のしおりにより丁寧に説明しています。 ・年度初めのクラス別保護者懇談会で保育内容について説明しています。 ・日常の保育の状況は園だよりや登降園時に会話で伝えたり、配信システム「はいチーズ」で毎日の活動の様子を写真付きで配信しています。		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント) ・JPホールディングス中期経営計画(2024年3月期～2026年3月期)は①成長・競争優位性の確立 ②収益構造改革 ③経営の効率化、コスト削減を掲げています。 ・ブロック、エリア中長期計画は、先の計画を受け目標が作成されています。 ・ブロック・エリア目標は ①児童数の確保及び職員の適性配置実施 ②地域発信 ③STEAMS保育、楽習プログラム ④次世代育成×マネジメント力を掲げています。		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント) ・今年度の園の計画は5項目が職員会議で決められ取り組んでいます。①思考力、想像力を引き出せる保育環境作り ②地域交流 ③働きやすい職場作り ④保育の質向上 ⑤6S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ、作法)の徹底。 ・それぞれの計画と園の目標を踏まえ、個人の目標が「目標管理シート」に記され、取り組みがされています。		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) ・個人目標は5月に園長と面談を行い作成します。内容は課題、目標達成ポイント、対策が記入され、四半期毎に園長と面談し、進捗状況、課題・対策、園長からのアドバイスが記入され、達成状況の確認がされています。 ・職員の意見を尊重し人間関係等は日常の会話や個人面談を定期的に行うなど、職員同士が風通しのよい、職場作りがされています。 ・研修体制は人材育成ビジョンに沿った「等級別研修」「毎月の園内研修」等充実した取り組みがされています。 ・評価は業務マニュアルに「昇給・賞与査定」が明記されています。		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) ・法令や倫理の遵守は入社前の研修や適宜行われる研修でも周知されています。 ・就業規則、業務マニュアル、個人情報管理規定、個人情報保護マニュアルに明記され、職員へ周知しています。 ・コンプライアンス委員会が設置され、社外顧問弁護士に内部不正を直接通報出来る通報制度があります。 ・プライバシー保護については、職員会議や昼礼で話合っています。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) ・職種、経験年数を考慮した等級毎に「職務要件定義」を盛り込んだ人材育成ビジョンにより、人材育成方針を明らかにしています。 ・「職務要件定義」と「職務分担表」により、各人の役割を定義し、職員に対する期待水準を明確にしました。 ・評価は年2回各人が自己査定を行い、園長の査定後、エリア長、ブロック長の評価がされ決定します。 ・結果は園長との面談で、評価している点や改善策等を説明します。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) ・TS(チームスピリット)という勤怠管理システムで、園長、エリア長及び運営本部が有給休暇消化率や時間外労働時間のデータ把握管理をしています。 ・職員の不足等は運営本部採用課へ情報を提供し解決しています。現在、保育士の配置は適正ですが、調理部門に病氣療養者が出ており、配食の工夫をしています。(職員は当面弁当を持参する) ・シフトに入って、業務が多くなった場合は、フリーの保育士が入りカバーしています。 ・職員とのコミュニケーションは、日常園長、主任が行い風通しのよい運営がされています。 ・チューター制度があり、2名の対象新人職員に配置され、公私に亘る援助をしています。 ・ストレスチェックや外部委託のメンタルヘルスケアを利用しています。 ・福利厚生事業はベネフィットステーションと契約がされ利用しています。 ・介護・看護・育児休暇取得を励行しています。 ・調理を担当する関連企業において、欠員への対応が出来るプール要員の確保が望まれます。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。

(評価コメント) ・保育士人材育成ビジョンが職員へ周知されています。 ・「職務要件定義」は、職員が目指す姿が明確になっており、教育や自己研鑽に役立っています。 ・経験年数、役職別に、必須の等級別研修を受講しています。年間の研修項目が提示され、個別年間研修計画を前期と後期で作成し、受講後評価・反省を行っています。計画作成時や研修受講後園長からアドバイスを受けています。 ・自由選択・社外研修への参加も声掛けを行っています。 ・2024年度重要な目標の一つが「次世代リーダーの育成とマネジメント力の向上」で主任は「園長養成研修」(月1回)、全体リーダーは「主任養成研修」(年5回)をオンラインで受講しています。 ・園内研修は年間計画を立て、園長以下職員の手作りで、毎月テーマを決め実施しています。 例えばテーマをあげると「自分以外の保育者の良い所を伝え合う」、「非認知能力を育てる保育を考える」、3月には「年間の反省や振り返り、次年度を見据えた保育の内容の交換、引き継ぎ等」です。 ・園内研修の記録をまとめ、「保育者現場の手引き(仮題)」として冊子にされることが望めます。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) ・運営本部の「保育の質向上委員会」が作成した「子ども一人ひとりを大切に生活場面のチェックリスト&解説書」を活用し人権尊重、一人ひとりを大切にする保育とはを学びました。 ・日常の保育では、子どもの主体性を大切に、自分で選ぶことや個々の意思、意欲を尊重した保育を行っています。 ・気になる言動があった場合は、主任、全体リーダーへ報告し、本人に確認しています。必要に応じ園長が面談しています。 ・虐待が疑われる場合は、虐待対応マニュアルに沿って、流山市児童家庭課と連携がとれるようになっていきます。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) ・プライバシーポリシー(個人情報保護方針)はホームページや重要事項説明書に記載しています。 ・利用目的は明示され、利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することも明示しています。 ・職員へは業務マニュアルに記載し周知しています。 ・実習生には、事前オリエンテーション時に周知し、誓約書を提出しています。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) ・年2回、保護者満足度調査(習い事に関することなど)を実施し、集約結果は保護者へ報告しています。 ・行事、イベント後アンケートを実施し、要望事項等は次年度に反映しています。 ・要望を受けて、今年の運動会は同じ日に開催され、0,1,2歳児は親子競技終了後帰宅しました。 ・懇談会、個人面談、連絡帳等の意見、要望は主任、園長に報告し集約されています。 ・改善の事例は休みの連絡は電話で行っていたが、繋がらない等もあり、連絡帳アプリを利用することで、連絡漏れが解消されました。 ・登降園時に、声掛けを行い、意見、相談がしやすい雰囲気作りをしています。 ・玄関にご意見箱を設置し、意見・要望が出しやすい環境を作っています。 ・個人面談は希望者制で談話室で行い、必要により記録も取っています。なお、5歳児クラスは全員、保護者面談を行っています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) ・苦情等に関する窓口は、重要事項説明書に記載されており、これにより説明しています。 ・マニュアルは業務マニュアルに「クレーム対応」が明記されています。また、「苦情に関する要綱」があり苦情への対応はこれらに沿って行います。 ・本年、苦情の提起はありません。 ・「苦情に関する要綱」を園内研修で周知されることが望めます。		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) ・保育の質の向上に向け運営本部作成の自己評価シートを活用し、年度はじめに園長面談を行い自己評価目標を立て、評価反省することで質の向上に努めています。また、施設の自己評価結果、第三者評価の結果を園内に掲示し保護者へ伝えています。 ・全体的な計画に基づき各年齢ごとに年間計画・月案・週案を立案し、自らの保育や子どもの育ちを考えながら、評価反省を行い次の計画に生かしています。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) ・業務マニュアルに、保健衛生・感染症・アレルギー・虐待等各種マニュアルが作成され、手順や注意事項が詳細に記載されています。 ・マニュアルは必要な時に閲覧できるよう事務室に常備しています。 ・マニュアルは運営本部が定期的に改定し、適宜内容が配信され、園長、主任が確認し職員会議等で周知しています。 ・マニュアルの改定にあたっては、各園への意見聴取が行われています。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) ・園見学申し込み、問い合わせはホームページに掲載しています。見学申し込みはネット予約が中心となり、主に園長、主任が対応しています。 ・見学時に園目標・園の紹介・保育園の一日・年間行事・よくある質問Q&Aを記載したパンフレットを渡して、スムーズ且つ丁寧に案内しています。また、マイ保育園登録にも繋げています。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) ・新入園児には入園説明会時に理念・基本方針を説明し、理念・方針に基づいて、園生活が行われていることを説明し、意向を確認した上で同意を得ています。在園児に対しては、変更があった場合配信システム「はいチーズ！」で保護者に配信したり、懇談会にて説明をしています。 ・子どもの状況について記入する書類を配布し、入園前の個別面談での生育歴・現在の子どもの状況等保護者の意向を確認し個別シートを作成しています。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) ・全体的な計画は、国の法令や保育所保育指針等の主旨を捉えています。また、全体的な計画には、保育理念・保育方針「未来を生きる力を培う」を踏まえたプログラム、体操、音楽、英語、もじかずランド等また独自のプログラムSTEAMS(好奇心の種をまく、課題解決型学習)教育を組み入れて子どもの主体性や五感を大切に実施しています。 ・園長の責任の下に全職員が参画し、年間の反省一人ひとりの発達過程を踏まえ、地域の実態も反映し、年間指導計画を作成しています。		

20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) ・全体的な計画に基づき年間指導計画・月間指導計画・週案・日案は、担当職員が作成しています。 ・0～2歳児、配慮が必要な子どもに対しては個別指導計画を作成しています。 ・月間指導計画に基づき日誌に週案・日案、毎日の保育の様子を記載し、自己評価を行い実践を振り返り改善に努めています。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) ・生活リズムを大切に保育を進める為、子どもが遊び込める十分なスペースが確保されています。 ・0～2歳児クラスは、発達に合わせ十分な玩具を揃え、子どもたちが出し入れしやすい収納場所を設けています。 ・3～5歳児クラスは、一人ひとりの主体性を大切に考え手先を使うもの、友だちと一緒に遊ぶ楽しさを感じる等創造力を育てる廃材・教材・玩具が配置されています。 ・子どもの興味に合わせ好きな遊びを、自由に出来る時間とスペースを確保しています。また、安全に配慮しながら子ども同士の関わりが上手く育まれるよう、職員が仲立ちしながら見守っています。		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 □ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント) ・子どもたちが触れやすいよう、玄関スペースに季節ごとの装飾や自然物・飼育ケースを置いて子どもの興味関心を高めています。 ・園の立地環境により運動も制限されるので近隣の公園や少し足を延ばして行ける、散歩コース7箇所を設定し散歩へ行く機会を多くしています。その中で地域の方との触れ合いを大切にすると共に、職員間で散歩コースの行き帰りや散歩先での危険箇所を出し合い写真付きで掲示し、職員全体で確認出来るようにしています。 ・4、5歳児の散歩については、伸び伸びと身体を動かせるような場所を選び、散歩の頻度を高めることが望めます。 ・園の立地条件から実施することの難しさは理解できますが、児童センター、高齢者福祉施設等の、様々な公共施設を利用したり訪問する機会を設け、子どもが豊かな生活体験が出来るよう工夫が望めます。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもとの交流が行われている。
(評価コメント) ・0～2歳児では、一人ひとりの子どもと丁寧に関わる中で、子どもの思いを受け止め、子どもの思いを言葉で表し、情緒面での安定に努めています。子ども同士のトラブルでは、お互いの気持ちを尊重しながら見守り、時には仲裁に入るようにしています。保護者へも子ども同士のトラブルに関することを、入園のしおりに記載し理解に繋げています。 ・0～2歳児の保育に向けて「非認知能力を育てる保育を考える」をテーマに園内研修を行い質の向上に努めています。 ・3～5歳児では、当番活動を行うことで自分の役割を感じ、友だちと一緒に活動にも積極的に取り組んでいます。 ・月に一度「異年齢交流」が行われ、自分より下の子どもへの思いやりが自然に出来るように育っています。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。

(評価コメント) ・配慮が必要な子どもと子どもたちが一緒に育ちあえるよう、市の関係機関との連絡を取り合い、個別計画を立て保育園等訪問支援員や巡回相談(心理士)等にアドバイスを受けると共に、特に配慮が必要な子どもについては、主治医との情報交換、療養施設の職員と担任、園長がカンファレンス会議を開き、より良い支援に努めています。 ・職員会議・園内研修の中で、配慮が必要な子どもの情報共有を行い、対応に苦慮している時には、職員間で意見を出し合い同じ思いで保育に努めています。また、積極的に自治体主催の障害児研修やキャリアアップ研修にも参加し、障害児教育への理解と保育の向上に努めています。 ・関係機関との連絡を密に行うことで、子どもの支援や保護者支援に繋がっています。発達が気になる子どもに対しても適宜、個人面談を行い保護者の困っていることや悩みを聞くなど支援に努め、状況に応じて園長が専門機関に繋がっています。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) ・引継ぎは、延長保育日誌にて行い申し送り事項があれば記載しています。また、クラスファイルにて引継ぎをしており、重要な内容については、口頭で確実に伝えています。園内研修を行い、保護者対応等について全職員に周知しています。研修に参加できない場合には、昼礼や引継ぎノートを回覧し周知しています。 ・延長保育は、年齢の異なる子どもたちが過ごすので、コーナーを作り安全にゆったりと過ごせるように、玩具や遊具の環境設定がされています。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) ・日々の保護者と日常的な情報交換は送迎時に様子を伝え、0～2歳児クラスでは連絡帳を使用しています。また、一日の子どもたちの様子や活動は、クラスごとに写真と共に「はいチーズ！」にて午後配信しています。 ・保護者からの相談は担当職員が対応し記録しています。相談内容に応じて園長が同席します。全家庭対象に個人面談年2回(希望者)、懇談会年1回、保育参観年1回を設けています。実施後は記録しています。 ・5歳児クラスは近隣の小学校へ訪問見学し、併設されている学童クラブを見学し、子どもの不安を払拭し学校に対する意欲高めるよう努めています。クラス担任は市内保幼小連携事業として年4回行われる、学校見学や研修会、座談会に参加して小学校との連携に努めています。保育所児童保育要録は、小学校へ出向き直接手渡しています。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) ・年間保健計画を基に毎月の身体測定を実施し健康記録票に記録しています。嘱託医による内科検診年2回、歯科検診年1回、尿検査年1回実施し、すべて個人健康記録票に記載しています。 ・保護者からの情報をもとに登園時及び保育中を通して子どもの健康状態を観察し、保健日誌に記録しています。乳児突然死症候群(SIDS)については、全職員へ研修会等で周知し、心肺蘇生訓練も定期的に行っています。なお、保護者へは入園説明会で説明しています。SIDSチェックを0歳児5分間隔・1, 2歳児10分間隔・3～5歳児30分間隔で行い、保育日誌等で記入し確認をしています。 ・虐待が疑われる場合は、日々子どもの状態確認を怠らず、日常との変化があれば園長に報告し対策を講じています。市と情報共有し園での様子、欠席日数や欠席理由の状況を確認にしています。連絡無しの欠席に対しては9時30分過ぎても連絡確認が出来ない場合は、必ず園から保護者へ連絡をして事故のないよう努めています。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 □子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。

(評価コメント) ・保育中における、子どもの体調不良や怪我等への対応は、状態に応じて保護者へ連絡し嘱託医の指示を受けたり、子どものかかりつけ医への受診をし適切に対応しています。 ・園内で感染症が発生した場合は、衛生・感染症マニュアルに基づき対応し、保護者へ直ちに配信システムにて配信し、全職員にも周知して的確に対応しています。また感染症が広がり多数の疾病者が出た時には、必ず嘱託医、保健所、運営本部へ報告し指示に従い対応しています。 ・医務室が設置出来ない環境の中で、病児の看護に努力されていますが、感染症予防の事を考慮し、改善の工夫が望まれます。		
29	食育の推進に努めている。	■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) ・年間食育計画に基づき各年齢ごとに食育計画を作成し「子どもや保育士が楽しみながら行う食育」を目指し取り組んでいます。子どもたちが栽培、収穫した野菜などを給食やおやつに提供しています。また、栄養士と一緒に必ず火を通す物や材料を子ども個々に用意する等衛生管理に注意し、クッキングを体験する中で、自然の恵みや調理する人への感謝の気持ちを育てています。 ・食物アレルギー児の対応は、アレルギー対応マニュアルに基づき保護者に診断書・指示書の提出を求め、除去、代替食を提供しています。半年に一度、栄養士、看護師、担当職員、保護者と面談を行い状況の確認をしています。誤食防止の為に職員間での声出し確認や担当職員が専用エプロン、帽子を着用して専用トレーでの食事の受け取りや別のテーブルを使用する等最善の注意を払っています。 ・食の細い子や苦手な食べ物がある時には、無理強いせず子どもに合わせて量を調整し楽しく食事が出来るよう心掛けています。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 □室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) ・室内換気を細目に行い、一日の湿度や温度にも気を配り保育日誌に記入し、常に適切な状態が保てるようにしています。 ・園では職員、子どもたちには細目な手洗いうがいの徹底を促し、さらに家庭での協力も求めています。 ・嘔吐、下痢の対応は、マニュアルに沿って適切に処理を行います。また、全職員に対しても研修を行い、正しい処理の仕方を確認し衛生管理に努めています。 ・整理整頓、衛生管理に努めて快適に子どもたちが過ごせるように努めています。 ・ロッカーの上にある物品が、例えば地震災害により、落下の危険があり点検されることが望まれます。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) ・業務マニュアルに事故防止、事故発生時の対応が記載しており、研修等で確認周知にしています。事故やアクシデントが発生した場合は、原因発生の分析検討を行い、再発防止に努めています。また、アクシデント報告書へ記録しています。ヒヤリハットについては、毎月運営本部が行うアンケート調査へ報告し、分析結果が園へフィードバックされています。運営本部からアクシデント情報が入った場合は、全職員で共有し、重大事故については、クラスごとに検討してレポートをまとめ提出しています。 ・設備や遊具等の安全点検は、毎月クラスごとに点検票をもとにチェックをしています。 ・外部からの不審者対策については、不審者を想定した防犯訓練を年2回行っています。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。

(評価コメント) ・災害対策マニュアルや非常時の分担については、マニュアルが整備されています。また、令和5年にBCP(事業継続計画)が作成され職員へ周知しています。毎月の避難訓練、消防署へ避難訓練実施報告書を提出し、保護者協力のもとに引き渡し訓練も年1回実施しています。 ・非常事態に備え、備蓄品として発電機・非常食・非常用トイレ・アルミブランケット・ランタン等常備しています。また、子どもや職員の安否確認の為に緊急連絡用携帯電話・緊急メール配信システム・災害時優先電話等を整備し災害に対しても適切に対応出来るようにしています。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) ・都心からの交通の便もよく住みやすい環境で、子育てしやすいと注目を集め、移住する家族が増加しています。子育て中の世代で、共働き家庭が多く園選びに熱心な保護者が多く見られます。その中で、未就園児、特に初めて子育てをする0歳児がいる家庭に向けてのイベントの企画、実施に力を入れています。「あすいく広場」と命名し、0歳児クラスでの保育体験、わらべうた、ベビーマッサージ、身体測定等を行い地域子育てへの支援に努めています。「はじめて子育て応援セミナー」を企画実施し、離乳食・抱っこの仕方についての話や相談会も開催しています。参加した保護者の口コミやLINE等による宣伝を通じて、参加する保護者も増えています。行事へ参加の呼びかけをして、地域の子育ても広がりを見せています。 ・今年度は、近隣の小規模保育園2園と連携し2歳児を対象に交流を計画し、10月～3月までに実施する予定です。交流することで保育士同士の情報交換や子ども同士の関わりへの良い刺激となっています。		